へ、行列ノ途中及集合所解散地ニ於テハ一切ノ印刷物ヲ頒布スルヲ得サルコト

二、部隊編成及行列

イ、行列隊伍ハ四列縱隊トシ十五伍（六十名）以下ヲ以テ一組トシ行進中ハ各組間三間以上ノ距離ヲ保持スルコト

ロ、相當數ノ組ヲ以テ全隊ヲ數部隊ニ區分シ各部隊間ニ三十間以上ノ距離ヲ保持スルコト
但シ部隊數ハ豫メ當廳ノ承認ヲ受クルコト

ハ、隊伍ハ集合所ニ於テ編成シ解散ニ至ル迄亂サヽルコト

ニ、行列途中ハ濫リニ駐足又ハ停止セサルコト

ホ、何人ト雖モ途中ニ於テ行列ニ參加スルコトヲ許サヽルコト

へ、本運動中其目的以外ノ行動ニ出テシムル虞アル者ニ對シテハ之レカ參加ヲ禁シ若クハ除外ヲ命スル場合アルコト

三、部隊責任者

イ、本運動ニハ總指揮者ヲ定メ一切ノ責ニ任スルコト

ロ、總指揮者ハ出發前一般參加者ニ對シ當廳ノ注意制限事項ヲ徹底セシメ置クコト

ハ、各部隊ニハ部隊責任者ヲ置キ所屬部隊ノ責ニ任スルコト

ニ、各組ニハ監督者二名以上ヲ附シ所屬隊員ニ關スル責ニ任スルコト

ホ、總指揮者及部隊責任者ハ夫々白地ニ總指揮者又ハ第何隊指揮者ト墨書セル肩章ヲ佩用スルコト

へ、組監督者ハ白地ニ所屬組合名ヲ墨書セル腕章ヲ佩用スルコト

四、旗幟及佩用者

イ、標語旗ハ二十二本以内タルコト

財團法人協調會大阪支所